

入居することができる市営住宅の規模等について

－現行の単身者が入居できる間取り－

間取り	新規募集	建替事業	学生入居事業
2K	○	○	－
2DK	○	○	－
1LDK	○	○	－
2LDK	×	×	－
3DK	○	○	○
3LDK	×	×	－

※学生入居については、旭団地のみを対象としているため、3DKのみとなっている。

－変更案－

単身者について、2LDKにおいても入居できるように規則改正する。

間取り	新規募集	建替事業	学生入居事業
2K	○	○	－
2DK	○	○	－
1LDK	○	○	－
2LDK	○	○	－
3DK	○	○	○
3LDK	×	×	－

－変更の理由－

- ・現行の間取りにおいては、単身世帯が入居可能な空き家が少なく、新規募集においては、半数以上が桜町団地の募集となっていることから、2LDKへの入居を可能とすることで、単身世帯への需要に対応するとともに、空き家の解消につなげていきたい。
- ・建替事業においても、移転する入居者においては単身者の割合が高いため、単身者の2LDKへの入居を可能することで、柔軟に移転先を確保していきたい。

－改正時期－

令和7年4月1日

－その他－

現在、建設中の建替住宅である恵央団地7号棟及びA・B・C・D・Eにおける移転については、令和8年1月以降の移転を想定している。

当該住宅への移転については、従前の間取りへの移転を基調としつつ、応募状況により、単身者の2LDKへの入居を検討する。

その他の通常移転については、単身世帯の2LDKへの移転を可能とする。